相続関係についての主な改正内容について

- 1. 改正の主な内容
- <u>(I)被相続人の死亡により残された配偶者の生活への配慮の観点</u> <u>から</u>
 - ① 配偶者居住権の創設(民1028条:2020.4.1施行)
 - ② 配偶者短期居住権の創設(1037条:2020.4.1施行)
 - ③ 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与 に等に関する優遇措置(民903条:2019.7.1施行)
 - (2) 遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する観点から
 - ① 自筆遺言書の方式緩和(民968条:2019.1.13施行)

- ② 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(遺言書保管法:2020.7.10施行)
- (3) その他不公平感の是正や旧民法において曖昧ないし不十分 な規定の明確化等の観点から
 - ① 特別の寄与の制度の創設(民1050条:2019.7.1施行)
 - ② 預金払い戻し制度の創設(民909条の2:2019.7.1施行)
 - ③ 遺留分制度の見直し(民1046条:2019.7.1施行)